

# 日本教育オーディオロジー研究会 会則

2004年02月21日制定  
2004年10月22日改正  
2005年10月21日改正  
2006年10月08日改正  
2009年02月15日改正  
2023年08月20日改正

## 第1条(名称)

本会は、日本教育オーディオロジー研究会(Japan Educational Audiology Association) という。

## 第2条(目的)

本会は、教育オーディオロジーの普及と向上、研究と発展に寄与することを目的とする。

## 第3条(事業)

本会は前条の目的を達する為、次の事業を行う。

1. 講演会・講習会・研究集会などの開催。
2. 会誌の発行、調査や研究、知識普及のための啓発活動。
3. 本会の趣旨に賛同する国内各地域の研究会や活動等への協力。
4. その他、前条の目的を達するために必要と認められた事業。

## 第4条(会員および権限)

本会の会員は、教育オーディオロジーに関わる者のうち、本会の趣旨に賛同する正会員、賛助会員、名誉会員とする。会員は、本会が主催する講演会・講習会・研究集会などに参加する資格を有する。また、本会の情報物の配布を受ける資格を有する。なお、名誉会員は会長が正会員から依頼し、身分は終身とする。

## 第5条(入退会および除名)

1. 会員として入会を希望する者は、本会所定の申込用紙に必要事項を記入し、申し込むものとする。
2. 入会の可否は、理事会にて審査の上決定する。
3. 退会を希望する場合は、その旨を届け出るものとする。
4. 会費を2年間滞納した者については退会とする。
5. 本会の運営を著しく損なう行為があった場合は、理事会の決を経て、これを除名することができる。

## 第6条(会費)

1. 会費は、次に定めるところによる。  
正会員 年額 1,000円。  
賛助会員 年額 10,000円。  
名誉会員 年額 なし。
2. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 既納の会費は返却しない。

## 第7条(役員)

- 1.本会に次の役員をおく。  
会長 1名。  
理事 15名程度。  
地区委員 30名程度。
- 2.役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3.理事会は、理事会が提案し、総会で承認をとる。

## 第8条(役員職務)

- 1.会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
- 2.理事は、理事会を構成し、第9条に掲げる職務を担う。
- 3.地区委員は、理事会に対して意見を述べる事ができる。なお異動・離職などの事由がある場合は、2年の任期内であっても交代できる。

## 第9条(理事)

- 1.本会の会務を執行するために、正会員の中から理事を選出する。理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2.理事は、以下の役職を担う。  
総務 若干名。  
企画推進 若干名。  
会誌編集 若干名。  
公聴広報 若干名。
- 3.理事の中から代表理事1名を互選する。
- 4.総務、企画推進、会誌編集、公聴広報から、それぞれ副代表理事を互選する。
- 5.理事の選任は、総会で承認をとる。
- 6.理事の職務は別途細則にて明らかにする。

## 第10条(監査)

本会の経理の監査のため、監査1名をおく。監査の任期は1年とし、総会にて会員から1名を選出する。役員は、これを兼ねることができない。

## 第11条(部会、委員会)

本会に、必要に応じて、部会ないし委員会を、理事会の議を経て設置することができる。

## 第12条(事務所)

本会の事務所の所在地は、別途細則にて明らかにする。

## 第13条(総会)

総会は、年1回、会長がこれを招集する。総会においては、報告事項の承認および運営に関する重要事項の決定を行なう。

## 第14条(会則の改正)

本会則を改正するには、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

# 日本教育オーディオロジー研究会 会則細則

## 第1条

会則で規定された理事は、以下の職務を担う。

1. 代表理事は、理事会を代表する。
2. 副代表理事は、それぞれの役職を代表する。
3. 総務は、会員の入退会管理、会計、メーリングリストの管理、発送などの会務を行う。
4. 企画推進は、本会の事業の企画立案に関する会務を行う。
5. 会誌編集は、会誌に関する会務を行う。
6. 公聴広報は、本会の公聴広報活動に関する会務を行う。

## 第2条

本会は、事務所を同志社大学中瀬研究室に置く。

## 第3条

本会則細則を改正するには、理事会の承認を得なければならない。